鳥類の繁殖がユルリ島、モユルリ島及び周辺の岩礁で確認されている。当該区域はその他多くの海鳥類に繁殖地として利用されており、合計で二十七科四十七種の鳥類の生息が確認されている。

このように、当該区域はエトピリカを始めとする海鳥の繁殖地として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、島嶼生態系の保全に取り組む。

○環境省告示第七十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、ユルリ・モユルリ鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

モユルリ特別保護地区

二　区域

北海道根室市昆布盛所在のモユルリ島（区域図省略）

三　存続期間

平成二十三年十月一日から平成四十三年九月三十日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、北海道根室半島南方約三キロメートルの海上に位置するモユルリ島で、多くの海鳥に利用されている地域である。面積三十一ヘクタール、周囲三キロメートルのテーブル状をした島である。台地平坦部は大部分がミヤコザサの優占する草原となっていて、南東部の一部はオオハナウド主体の高茎草本群落となっている。また、全体が高さ約三十メートルの海食崖となっており、海食崖上部は、ハマニンニクが優占し、ミヤコザサ群落との間にオオハナウド群落が見られる。

このような自然環境を反映して、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のエトピリカ、チシマウガラス等北方系海鳥類の繁殖が当該区域で確認されている。当該区域はその他多くの海鳥類に繁殖地として利用されており、合計で二十七科四十七種の鳥類の生息が確認されている。

このように、当該区域はエトピリカを始めとする海鳥の繁殖地として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、島嶼生態系の保全に取り組む。

○環境省告示第七十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第一項の規定に基づき、釧路湿原国立公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　追加する区域

北海道釧路市北斗の一部

北海道釧路郡釧路町達古武、トリトウシ原野及び別保原野の各一部

北海道川上郡標茶町オソツベツ原野、コッタロ、シラルトロエトロ及び塘路の各一部

北海道阿寒郡鶴居村温根内及び下幌呂の各一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第七十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、釧路湿原国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　特別地域に次の区域を追加する。

北海道釧路市広里及び北斗の各一部

北海道釧路郡釧路町達古武及びトリトウシ原野の各一部

北海道川上郡標茶町オソツベツ原野、コッタロ及び塘路の各一部

北海道阿寒郡鶴居村アトコシャラカ、温根内及び下幌呂の各一部

二　第一種特別地域に次の区域を追加する。

北海道阿寒郡鶴居村温根内、クチョロ太及び下久著呂岩井内の各一部

三　第二種特別地域に次の区域を追加する。

北海道釧路市広里、北斗及び安原の各一部

北海道釧路郡釧路町達古武、トリトウシ原野及び細岡の各一部

北海道川上郡標茶町オソツベツ原野、コッタロ及び塘路の各一部

北海道阿寒郡鶴居村アトコシャラカ、温根内及び下幌呂の各一部

四　第二種特別地域から次の区域を削除する。

北海道阿寒郡鶴居村温根内、クチョロ太及び下久著呂岩井内の各一部

五　第三種特別地域に次の区域を追加する。

北海道釧路郡釧路町達古武の一部

六　第三種特別地域から次の区域を削除する。

北海道釧路市北斗及び安原の各一部

北海道釧路郡釧路町達古武及び細岡の各一部

北海道川上郡標茶町オソツベツ原野及び塘路の各一部

北海道阿寒郡鶴居村アトコシャラカ及び温根内の各一部

七　次の集団施設地区を追加する。

名称	区域	整備計画区
塘路集団施設地区	北海道川上郡標茶町塘路の一部	塘路整備計画区

八　次の単独施設を削除する。

種類	位置
園地	北海道川上郡標茶町（塘路）
野営場	北海道川上郡標茶町（塘路）
舟遊場	北海道川上郡標茶町（塘路）
博物展示施設	北海道川上郡標茶町（塘路）
宿舎	北海道阿寒郡鶴居村（宮島岬）

九　次の単独施設を追加する。

種類	位置
博物展示施設	北海道釧路市（北斗）
舟遊場	北海道釧路郡釧路町（細岡）
舟遊場	北海道川上郡標茶町（岩保木）
園地	北海道川上郡標茶町（スガワラ）
	北海道川上郡標茶町（サルボ）

十　次の道路を削除する。

(一)　車道

北海道釧路郡釧路町（達古武・国立公園境界）から同町（細岡）まで及び同町（細岡）から同町（岩保木）まで

北海道阿寒郡鶴居村（村営鶴居牧野・国立公園境界）から同村（キラコタン岬）及び同村（宮島岬）まで

北海道阿寒郡鶴居村（温根内・国立公園境界）から北海道釧路市（北斗・国立公園境界）まで、北海道釧路市（北斗・国立公園境界）から同市（昭和・国立公園境界）まで及び同市（昭和・国立公園境界）から北海道釧路郡釧路町（遠矢・国立公園境界）まで

(二)　歩道

北海道釧路郡釧路町（細岡）から同町（岩保木）及び同町（岩保木水門）まで

北海道阿寒郡鶴居村（下久著呂岩井内・国立公園境界）から同村（村営鶴居牧野・国立公園境界）及び同村（下雪裡第四・国立公園境界）まで、同村（温根内・国立公園境界）から北海道釧路市（北斗・国立公園境界）まで、北海道釧路市（安原・国立公園境界）から北